

特別
開催

社会保険労務士の先生必見！ 『能力不足・問題社員の辞めさせ方』セミナー

【福岡県弁護士会所属 弁護士法人デライト法律事務所 主催】

社会保険労務士の先生向けの**能力不足・問題社員の辞めさせ方セミナー**をご案内いたします。顧問先企業を抱える先生方の参考になる貴重な情報を、労働問題に精通した弁護士がご提供させていただきますので、奮ってご参加頂けたら幸いです。

セミナーのコンセプトと概要

近年、裁判所における労働紛争が激増しております。

先日、最高裁行政局が発表したデータによれば、平成23年の個別労働紛争の件数は7300件と過去最高となりました。平成18年が3300件であったことからすると、5年で倍以上になっている状況です。しかも、ここ福岡は、他県と比べて労働審判事件が突出して多い地域です。平成23年は、東京、大阪、横浜に次いで全国4位の事件数でしたが、平成24年は、横浜を抜いて全国3位の事件数となる見込みであり、**今後はさらに増加することが予想されます。**

労働事件で特に多いのは、解雇をめぐる紛争です。解雇された労働者が会社に対して解雇の無効を訴えてくる事案が労働事件の約半数を占めます。そして、この種の紛争では、解雇が有効であるという会社の主張が認められるケースは非常に希です。解雇が無効と判断された場合、長期間にわたる裁判期間中の賃金の支払いまで命じられるため、企業側の負担は計り知れません。

このような事態を未然に防止するためには、**問題社員等を解雇するのではなく、いかにうまく辞めさせるかが重要**となります。

しかし、**会社に対して、そのような指導ができる実務家は、ほとんどいない**のが実情です。

そのような現状であるため、多くの企業様や先生方が苦勞されている現状を打開するために**能力不足・問題社員の辞めさせ方**を**実際の事例を中心に解説**いたします。また、**実務で使える書式集も配布**しますので、セミナー修了後には、先生方から顧問先企業に対して、具体的にどのような指導を行っていくべきかが明確になっているかと思えます。

講師紹介



弁護士・社会保険労務士 宮崎 晃

福岡県弁護士会所属

弁護士法人デライト法律事務所 代表弁護士

弁護士になった当初から顧問先等の労働事件を数多くこなしており、労働問題に関して絶対的な強みもっている。

企業法務に携わる弁護士として、「クライアントにとって何が最善かを常に考え、トラブルの発生を未然に防止すること」が最も大切なことと認識し、企業発展のために日々業務に取り組んでいる。



【弁護士法人デライト法律事務所 事務所概要】
福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル7階
(JR博多駅博多口徒歩1分・地下鉄から当ビル地下直通)
TEL: 092-409-1068 / FAX: 092-409-1069
E-mail: info@daylight-law.jp
労働問題専門サイト www.fukuoka-roumu.jp

24名
限定

日時 平成25年2月20日(水) 18:30~20:00(開場18:00)

会場 JR博多シティ 10階会議室

(福岡市博多区博多駅中央街1-1 <http://www.jrhakatacity-eventspace.jp/access/>)

会費 5250円

定員 24名

(会場の都合上人数を制限させていただきますので、お早めのお申し込みをお願い申し上げます。)

お申込み専用FAX 092(409)1069
お申し込みはカンタン！ 下記ご記入の上、今すぐ FAX いただくだけでOK！

セミナー開催概要 & FAXお申込書

【第一講座】

問題社員や能力不足社員を辞めさせる正しい方法

ここでは、問題社員・能力不足社員への指導や注意の方法を具体例を示しながら解説いたします。
また、問題社員のケース別に指導書等の書式を配布して、いかにうまく辞めさせるかをお伝えしていきます。

【第二講座】

退職勧奨の法的問題と実施する際の留意点

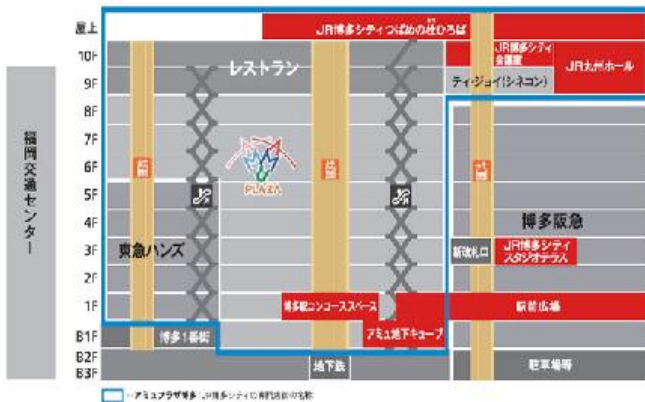
退職勧奨の要領や実施する場合の留意点について、実際の事案を紹介しながら解説いたします。
また、退職合意書等の書式を配布して、後々トラブルにならない辞めさせ方をお伝えしていきます。

セミナー会場のご案内

JR博多シティ 10階会議室

福岡市博多区博多駅中央街1-1

<http://www.jrhakatacity-eventspace.jp/access/>



博多駅の博多口寄りのエレベーターから10Fまでおあがりください。阪急百貨店内の「博多口エレベーター」ですと、降りられて目の前が会議室です。

弁護士法人 デイライト法律事務所の紹介

当事務所は、労働問題と離婚事件を得意とする弁護士事務所です。

特に、労働問題については会社側(使用者側)しか取り扱っておらず、顧問先企業以外の会社からも、多数の相談を受けております。

労働問題に関する当事務所の実績、方針等の詳細については下記のホームページをご参照いただければ幸いです。

福岡の弁護士による労働問題Online
【福岡 労働問題 弁護士】でご検索ください
URL : www.fukuoka-roumu.jp



お申し込みご記入欄

事務所名・お名前	事務所名	お名前		参加人数 人
事務所の所在地	〒			
ご連絡先	TEL	FAX	E-mail	
※申込み用紙のお客様情報は、セミナーのご案内等、デイライト法律事務所の営業活動やアンケート等に使用することがあります。法令で定める場合のほか、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。				
今後、当方からの案内を希望されない場合、お手数ですが、レ点を入れてご返信ください。				<input type="checkbox"/> 希望しない

弁護士法人 デイライト法律事務所 〒812-0011福岡市博多区博多駅前2丁目1番1号福岡朝日ビル7階
TEL:092(409)1068 FAX:092(409)1069 E-mail : info@daylight-law.jp